

(平成21年12月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成15年8月から18年8月までの期間に係る標準報酬月額記録については、20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年9月1日から18年11月1日まで

申立期間に勤務していたA社から、明細が二つに分かれている給与明細書をもらっていたが、標準報酬月額が実際の給与支給額よりも低いため、社会保険事務所で調べてもらったところ、同社から社会保険事務所には、このうち支給額が低い明細を基にした報酬月額を標準報酬月額として届出がされている上、給与から控除されている厚生年金保険料は、当該標準報酬月額よりも高い金額となっていることが分かった。

しかし、これらのことについては、事業主から何ら説明を受けていないので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社における給与からの厚生年金保険料の控除方法については、同社を管轄する社会保険事務所が保管する同社に係る総合調査台帳及び元従業員の説明から翌月控除と推認でき、申立期間のうち、平成15年8月から16年11月

までの期間については、申立人の居住地を管轄するB税務署が保管する15年の給与所得の源泉徴収票及びC市が保管する16年の給与支払報告書に記載されている社会保険料控除額（年額）から推計される各月の標準報酬月額から、標準報酬月額20万円相当の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、前述の平成15年の源泉徴収票によると、給与支払者はA社及び同社の関係者（事業主の実妹）であることが確認でき、申立人から提出された同社における17年1月から18年9月までの各月の給与明細書には、1枚の明細書に二つの明細があることが確認できる。

このことについて、申立人が勤務していたとするA社の同僚は、申立人を含む従業員は、それぞれの事業所が同時に存在し、同時に勤務していたのではなく、勤務していたのは、一つの事業所（A社）であったとしている。

また、申立人から提出された平成17年1月から18年9月までの各月二つの明細が記載された給与明細書では、二つの明細のうち、一つの明細では厚生年金保険料の控除は確認できないものの、もう一つの明細では標準報酬月額20万円に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、前述の給与明細書によれば、二つの明細の総支給額を合算した額に基づく雇用保険料は、二つのうちの一つの明細からまとめて控除されていることが確認できる上、雇用保険の加入記録によれば、申立人のA社に係る離職時の賃金月額が26万円相当になることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に勤務していたのは、一つの事業所（A社）であり、申立人に係る報酬月額は、二つの明細の総支給額の合算額であると認められる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、前述の平成15年の給与所得の源泉徴収票及び16年の給与支払報告書並びに17年1月から18年9月までの給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、15年8月から18年8月までの期間は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当委員会からの照会に対して元事業主から回答は得られなかったが、i) 社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額は、平成14年9月から一貫して9万8,000円と記録されていること、ii) A社を管轄する社会保険事務所が保管する18年9月の算定基礎届においても、申立人の標準報酬月額は「98千円」と記載されていることが確認できること、iii) 前述の給与明細書等の資料において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の給与明細書等の資料で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料

について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 14 年 9 月から同年 11 月までの期間については、当該期間の厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超える保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。また、14 年 12 月から 15 年 7 月までの期間については、前述の 15 年の給与所得の源泉徴収票に基づく推計結果から、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と同額となっていると認められることから、特例法による保険給付の対象にあたらない。さらに、18 年 9 月及び同年 10 月については、B 税務署が保管する同年の給与支払報告書からは、当該期間の厚生年金保険料控除額を確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成 14 年 9 月から 15 年 7 月までの期間、18 年 9 月及び同年 10 月については、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（59 万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 59 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 12 月 1 日から 8 年 7 月 21 日まで

社会保険事務所から説明を受けるまでは、私が事業主であったA社における申立期間の標準報酬月額が遡及して減額訂正処理されていることは全く知らなかった。事実と異なるので、当初の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張するとおり、59 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 8 年 7 月 21 日）の後の平成 8 年 8 月 28 日付けで、遡及して 20 万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間において、同社の代表取締役であることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「平成 8 年 7 月には、経営環境が悪化したため、従業員を残して夜逃げして以来、A社の会社経営には関与していない。」と述べており、このことについて、残された従業員及び申立人の後任の代表取締役は、申立人はA社が倒産する前に行方不明になった旨述べていることから、申立人が前述の減額訂正処理に関与したとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、59 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年8月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月17日から同年8月2日まで

私は、昭和34年3月16日にA社に入社し、同社の負担で自動車教習所に通った。同年8月1日に自動車の運転免許を取得すると同時に同社を退職し、帰郷した。

申立期間当時に、住んでいたA社内の寮に父から送られてきた手紙もあり、申立期間も継続して勤務していたことは間違いない。

社会保険庁の記録では、A社における厚生年金保険被保険者記録は昭和34年3月16日から同年3月17日までとなっており、1日（1か月）しか加入期間が無いのは納得できないので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の運転免許取得日、申立人の後任者及び複数の同僚の記憶並びに申立人宛ての手紙及び申立人に係る戸籍の附票により、申立人はA社に昭和34年8月1日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、複数の同僚は、「当時は正社員しかおらず、社員は全員、退職するまで厚生年金保険に加入していた。」、「申立人の厚生年金保険の取扱いだけが、他の社員と違っていたということはなく、そのような話も聞いたことはない。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年3月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年4月ごろから20年2月1日まで
② 昭和22年2月5日から23年12月ごろまで

私のA社B支店（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者記録は、昭和20年2月1日から22年2月5日までの期間であるが、私は終戦の前年の19年4月ごろに同社に入社した。また、戦後も23年12月ごろまで勤務しており、勤務中に赤痢にかかったり、業務の一環として炭鉱に派遣された記憶があるので、申立期間が被保険者期間から欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人及び同僚の記憶から、申立期間当時、A社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、C社に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、C社が保管する申立人に係る労働者年金保険被保険者資格取得届には、申立人の資格取得日は昭和20年2月1日と記載されており、社会保険事務所の記録と一致していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が同期入社と記憶している同僚の資格取得日も、申立人と同日であることが確認できることから、同社では、入社から一定期間経過後に被保険者資格を取得させる取扱いを行っていたものと考えられる。

申立期間②については、申立人が所持するD青年学校の修了証により、申

立人は、昭和 22 年 3 月 25 日まで A 社が設置した同青年学校に在籍していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間②に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、C 社及び複数の同僚に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、A 社 B 支店に勤務していた当時の申立人の記憶は定かではなく、業務の一環として炭鉱に派遣されたことや赤痢にかかった時期等についての申立人の主張は変遷している。

さらに、C 社では、「現在、当社で保管している昭和 22 年 4 月から 24 年 3 月までに被保険者資格を喪失した者に係る書類の中に、申立人の記録は見当たらなかった。」としている。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。